

INCHEM TOKYO 2021

知ることができないときは事後の報告をもって足りるものとし
ます。

②前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなら
りません。

第21条(出展の手引等)

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、本
出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第22条(ブース内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着
用し、かつブース内に展示時間常駐し、来場者との応対、出
展物の管理にあたることとします。

第23条(マイク使用の禁止と音量規制)

①マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出展の
手引」を参照)禁止します。

②ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は
、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下とします。

③館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条(廃棄物の処理)

①展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズ
は、出展者の責任によりお持ち帰りください。

②放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者
が出展者へ実費請求しますので、出展者は請求書受領後
直ちにお支払いいただきます。

第25条(装飾・施工)

①装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを
禁止します。

②展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。

③装飾物についての高さは「出展の手引」に記載のある高
さによります。ただし主催者が特別に許可した場合において
はこの限りではありません。

④出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限
り、禁止します。

⑤出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項
を遵守するものとします。

⑥出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者
からは正すよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに
従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その
違反行為の撤去その他の措置を取ることができるとし、出展
者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求
もしないこととします。

第26条(火災・盗難・その他の事故等)

①主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務
委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下
、本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、盗
難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展
者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人
、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害(各自
の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)につい
て一切の責任を負いません。

②主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会
場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等一切の製
作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を
負いません。

③出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・
提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、故意
又は過失により、火災、盗難、その他一切の事故・事象を生じ
させ、主催者又は展示会来場者を含む第三者に損害(所有物
の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)を負わせた場
合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第27条(個人情報等の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等
のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報につい
ては、出展者における個人情報等保護に関する規則に基づき
管理するものとする。

第28条(管轄裁判所)

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは
、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第29条(準拠法)

本契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われるも
のとする。

改定 2020年4月24日

の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害
賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変
更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後
の新規定等を遵守することとします。

第16条(禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は
一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、ある
いは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に
看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主
催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品
を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・パ
フォーマンス等)をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為を
すること。

⑥展示会における有償での物品、サービス等の提供及びこれ
を目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。

⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展
者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができ
るものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出
展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

①出展料金の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規
定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合

④出展ブースを使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算
、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合

⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき

⑧専ら主催者の信用を失墜する事実があったとき

⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」や指示
に違反した場合

第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問
わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展
ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること。

但し、出展者が「回復工事を行わないときは、主催者において
これを回復し、その費用は出展者が負担するもの」とします。

②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置し
た物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができ
るものとする。ただし、処分に要する費用は出展者が負担す
るものとする。

③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目の
如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について支
出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、引退料、権
利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内に自
己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを主催者
に請求することもできます。

④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さないと
きは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展ブース
料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を
主催者に支払い、かつ明渡し遅滞により主催者が損害をこうむ
ったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第19条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞し
た場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金
をお支払いいただきます。

第20条(立ち入り点検)

①主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防
火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展
者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これを点検し、適宜
の措置をとることができるものとします。

ただし、非常の場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通

第13条(搬入および会場施設)
搬入及び会場施設については下記によるものとします。

①**会場**

東京ビッグサイト

②**搬入期間(予定)**

2021年11月15日(月)

11月16日(火)

※残業可(届出制)

③**搬出期間**

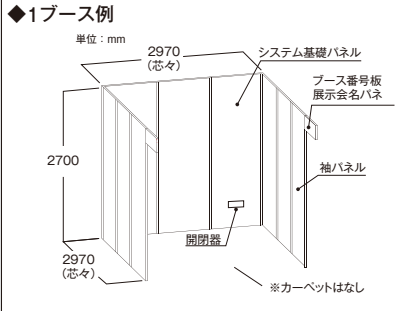
2021年11月19日(金)17:00～22:00(予定)

※時間内に、装饰材料の撤去を含む一切の作業を完了し
てください。また、上記終了時間については変更にな
る場合があります。詳細は「出展の手引」をご確認
ください。

④**展示ブースの基本設備**

a.基礎ブース

基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル(シ
ステムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施
工します。その他、展示ブース内の装飾(展示台、棚
等)は、出展者の負担となります。



◆ブースタイプ

A シングルブース
B ダブルブース(6ブース以上)
※4ブースの場合は有料にてダブルブースが選択可能で

C スペースブース (8ブース以上)

注1)5ブース以下は、シングルブースとなります。

ただし、4ブースの場合でダブル(3面開放)ブース指定権をお
申し込みいただいた場合は除きます。

注2)6ブース以上はダブルブースが選択できます。注3)原則として8ブース以上はスペースブースの提供が可能
です。

(ii)各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。(システムパネル仕様・白ビニール仕上げ)

(iii)隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

⑤**電気設備**

1ブースにつき単相100V／300W容量までの電気供給一次
側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出展者の負担となります。

⑥**給排水設備**

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の
負担となります。

第14条(諸経費の負担)

①電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に
定める申込手続きを取り、供給会社等から請求を受けた所定
料金を支払うものとします。

②出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者

第9条(事故等の防止及び責任)

①出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、
最善の注意を払い、事故、テロリズムの発生及び感染症のまん
延等(以下、「事故等」という)の防止に努め、万一事故等が発生
した場合の責任は、出展者において負うものとします。

②主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・
制限その他事故等防止のために必要措置を取り、あるいはこれ
を命ずることができ、出展者はこれに異議なく応ずるものと
します。

③主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事
故等につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

①主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん
延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因に
より、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または
展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

②主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予
測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場
合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

③(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展
者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

④主催者が、(1)に基づき、展示会の開催を早期閉会、開催
延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であつても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2面開放権及びスマート装飾に関する費用など、出展ブース料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下「出展ブース料」と併せて「出展料」という。)の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。

⑤①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中
止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の
時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、
以下のア〜ウから1つを選択することができます。ア.同年度の類似展示会へ出展(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)イ.次年度の同じ展示会へ出展ウ.出展料(税込)の70%を主催者より返金

②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、
主催者に通知するものとします。③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金を受けられなくなります。

④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出
展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会
の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第11条(出展者による出展の取消)

①出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(
申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同じ)は、
主催者においてこれを了承しない限り認めません。

②前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部ま
たは一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下の
とりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期 限	キャンセル料
各申込期限の翌日から下記該当日前日	税抜出展ブース料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明会を実施しない展示会においては出展ブースレイアウト発表日翌日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部
または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時
点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解
約の場合のキャンセル料の「税抜出展ブース料」とは、取消・解
約される分に相当する税抜出展ブース料の額とします。

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要と
する場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手
続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに
経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、
何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を
解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキ
ャンセル料を支払わなければなりません。

出展規定

第1条(出展資格)

①本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出
展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限りま
す。

②主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者
であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断
した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消さ
せて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致
しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者が
それまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお
、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあるこ
とが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐ
わないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これ
により本展示会の運営上悪影響を及ぼすそれがあると判断さ
れる場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの
展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びに
そのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合

③本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものと
みなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされない
よう十分ご注意ください。

第2条(出展物)

①出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に
主催者の承諾を得た品目とします。

②次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、それぞれのある物

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

③前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支
障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前
はもとより出展中であっても、その出展を規制または禁止させ
ていただくことがあります。

④主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2)
③により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた
場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もし
くは当該規制に従うよう通知しますので通知を受けた出展者は
、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規
制に従っていただきます。

⑤①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合
は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース
料の3倍に相当する金を即時に支払うとともに、主催者は、
当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物
の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつ
き出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないもの
とさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し
込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付け
ません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者主
催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有
無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2021年11月17日から同年同月19日までの3日間とし、展示時間は午前10時から午後5時までとします。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。

	申込ブース単価(税込)	
早期申込	会 員	¥385,000
	会員外	¥429,000
通常申込	会 員	¥418,000
	会員外	¥473,000

※会員とは公益社団法人化学工学会の法人会員(維持会
員、特別会員)、一般社団法人日本能率協会の法人会員をさ
します。

※本展示会開催最終日の消費税率を適用します。

■出展ブース料に含まれるもの

1)基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様 ビニール仕
上げの後壁、側壁)。

2)ポスター・公式ポスターを提供します。

3)案内状和文案内状、封筒のセットを提供します。

4)電気工事:100V／300Wまでの一次側幹線工事。

5)ブース番号板

6)会期中の会場警備全般(搬入・搬出時含む)

7)会期中の空調・照明(搬入・搬出時含む)

8)会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・搬出時含む)

9)会場内装飾

10)主催者による来場動員プロモーション

11)来場者登録システム

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支
払い期限等については下記によります。

〈**出展申込み方法**〉

本規定表面の出展申込書、もしくは本展示会HPに掲載のあるWEB申込ページから所要事項をご記入(入力)のうえ、郵送(登録)にてお申し込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて**出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その内容に変更がある場合も同様**とします。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈**出展申込み期限**〉

早期申込期限　2021年3月12日(金)

通常申込期限　2021年6月25日(金)

※ただし、予定ブース数により次第、締め切らせていただきます。

〈**出展申込み先**〉

■INCHEM TOKYO展示会事務局

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内

Tel:03(3434)1988 Fax:03(3434)8076

〈**出展料金支払い方法**〉

■早期申込の場合　2021年4月23日(金)通常申込の場合　2021年7月30日(金)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という)の
成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を送した
時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信した時点と
します。

第8条(出展物の管理)